

都合で、遵守できないときは乙の費用で、甲が廃棄物の処理等を行うことができるものとする。

5. 本物件の明渡し時ににおいて乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の消耗を除き、乙の故意又は過失により必要となった修繕（例：タバコのヤニ、油汚れ、カビ、シミ等の汚損及びフローリングの傷等の接着部分の補修費）に要する費用を負担し、本物件を原状に回復しなければならない。

6. 乙が明渡しを遅したときは、乙は甲に対して賃貸借契約が解除された日、又は消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならぬ。

7. 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の附加した造作物等について、甲に買取りを請求することはできない。

- 第12条（禁止又は制限される行為）乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の全部又は一部及び専用駐車場についても賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
2. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改築、改造、模様替え又は本物件の敷地内に工作物の設置を行ってはならない。
3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 銃砲、刀剣類又は暴器物、兎火性を有する危険な物品等を製造又は保管する事。
 - (2) 大型で重量のある物品等を搬入し又は備え付ける事。
 - (3) 排水管を腐食させる恐れのある液体を流す事。
 - (4) 大音量（テレビ、ステレオ、カラオケ・楽器演奏等その他それに類する大音量）を発生させる行為。
 - (5) 猛獸、毒蛇等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育する事。
 - (6) 大、猫その他の小動物等の飼育。
4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得る事なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 階段・廊下等共用部分への看板、ポスター等の広告物の掲示。
 - (2) 階段・廊下等共用部分への看板、ポスター等の広告物の掲示。

- 第13条（暴力団等の排除）乙が次の各号の一に該当した時は、甲は何等の警告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員と判明した時。
- (2) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名前、看板・提灯・幟・代紋等を掲示した時。
- (3) 本物件に、暴力団構成員・同構成員等を居住させあるいは、反復継続し出入りさせた時。
- (4) 本物件、公用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備渠会、階層・階級別・労働別・労働条件所持等の犯罪を行った時。

(5) 共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えた時。

(6) 乙は、上記各項を確認し承諾したうえで誓約書（別紙）に署名・捺印するものとする。

第14条（契約の解除）甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料又は賃料等の支払いを2ヶ月以上怠った時。
- (2) 乙が賃料、共益費の支払いをいたびたび遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められる時。
- (3) 乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用の負担を怠つた時。
2. 甲は乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を終続する事が困難であると認められるに至つた時は、本契約を解除する事ができる。

- (1) 本契約を頭書③の記載以外に適用した時。
- (2) 第12条のいずれかの条項に違反した時。
- (3) 入居時に、乙又は、連帯保証人にについて記載した事實に重大な虚偽があつたことが判明した時。
- (4) 発表当月の介入を生じさせる行為をおこなつたとき。
- (5) 銀行取引の停止。
- (6) 破産手続きの開始。
- (7) 民事再生手続きの開始。
- (8) 会社更生手続きの開始。
- (9) 特別清算手続きの開始。
- (10) その他乙が本契約の各条項に違反した時。

第15条（この管理義務）乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもつて使用する義務を負う。

2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3. 乙は本物件を使用するにあたっては、通気扇・換気扇等、換気を充分に行い、カビの発生を予防するものとする。万一、換気不十分によりカビが発生した場合は、乙の責にて対応するものとする。

4. 乙は、管理規約・使用細則を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
5. 契約締結と同時に甲は、乙宛に入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもつて保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損した時は、乙は、直ちに甲に最終の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
6. 乙は、鍵の追加設置、交換を甲の承諾なく行ってはならない。

財務所

第16条（契約期間中の修繕）乙は、甲の承諾を得ることなく、本項第（1）号から（2）号に掲げる修繕を自らの負担にて行うことができる。但しその費用を甲に請求はできない。

（1）乙が自ら設置した動産及び設備の修繕。

（2）その他警備な修繕。

2. 乙の故意又は過失（例）バス・トイレ、流水台等の排水のつまり・エアコンの洗浄及びメンテナンス等により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

3. 本物件内に賃貸個所が生じた時は、乙は甲に連絡やかに届け出て確認を得るものとしその届出が選れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

4. 甲が修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合にはおりて、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実態を指否できない。

5. 使用人及び来訪者等、乙の關係者の故意又は過失により、必要となった修繕に要する費用は、乙の負担とする。

第17条（賃貸人の立入り）甲は、本物件の防火、防犯構造の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て、本物件に立ち入れることができる。

2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に基く甲の立入りを拒否する事はできない。

3. 甲は、火災、地震、台風、漏水、ガス漏れ等その他、物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められる時は、乙の承諾を得る事なく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立入った時は、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

第18条（天災および収用）天災、地変、その他、甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の使用に供する事ができなくなつた時は、本契約は件が取扱され賃借契約を継続する事ができなくなる時は、本契約は当然終了する。そのことにより生じた損害についても、甲はその責を負わないとする。

第19条（駐車場）乙は、駐車場においての事故・盗難・違反車両の処理等に関する一切の責任を負わぬものとし、甲はそれらの損害に対し、一切の責任を負わぬものとする。

2. 連帯保証人は、平契約がなされた後も引き続き、連帯保証人としてその責を負うものとする。

3. 連帯保証人が破産、所在不明又は死亡した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他、甲において必要と認める時にも、乙は連帯保証人を変更又は追加をしなければならない。但しその際は、保証会社への審査・加入を条件とし、保証会社への保証委託料が発生するときは、乙の負担とする。

4. 前項の保証人変更及び追加条件で、保証会社への加入ができない、又は、新たに連帯保証人がいない場合は、本契約の期間満了により、本契約は解除するものとし、本物件を明渡す。

さなかふらない。

5. 乙は、連帯保証人にに対して、乙が甲へ届出をせざして所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明度じに隣する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に反して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

第21条（乙の長期不在）乙が甲に対して、通知なく本物件を1ヶ月以上不在（無人）にした

場合、甲は乙の連帯保証人にに対し、契約解除の意思表示をする事ができる。

2. 前項の場合、本物件内に遺留された乙所有の家財道具及び物品等がある場合、甲は、乙の連帯保証人に、乙の遺留物を引き取らせる事ができる。

3. 甲は本物件に安置された乙の家財道具を適宜な方法により任意の場所に保管することがができる。その後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙が一切の権利を放棄したものとする。尚、この後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙は甲に異議申立てをしてできる。甲において処分し、債務に充当しても乙は甲は明らかにかかる一箇の費用を請求できるものとする。

4. 甲が本物件に保管するすべての費用に於いても乙・連帯保証人の負担とする。

5. 甲において処分し、債務に充当しても乙は甲は明らかにかかる一箇の費用を請求できるものとする。尚、この後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙が一切の権利を放棄したものとする。この後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙は甲に異議申立てをしてできる。甲において処分し、債務に充当しても乙は甲は明らかにかかる一箇の費用を請求できるものとする。

6. 甲において処分し、債務に充当しても乙は甲は明らかにかかる一箇の費用を請求できるものとする。尚、この後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙が一切の権利を放棄したものとする。この後1ヶ月を経過しても取引人のないときは、乙は甲に異議申立てをしてできる。甲において処分し、債務に充当しても乙は甲は明らかにかかる一箇の費用を請求できるものとする。

第22条（管轄裁判所）本契約の起因に關し、訴訟を提起する必要が生じた時は、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第23条（協議）甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の添項の解釈について緊密が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

第24条（入居者総合保険・保証会社の加入条件）乙は本契約期間中、火災・爆発・盜難・漏水等の事故に備え、入居者総合保険、又は同等の専家人賃貸責任保険・個人賃貸責任保険（保険金額が1,000万円以上に加入するなど対応しなければならない。又、入居者総合保険は期間満了の1ヶ月前に更新するものとし、入居期間中は保険加入を条件とする。

2. 乙が前項の入居者総合保険に加入している場合において、保険（保証）金額の範囲を超えた損害を発生させた時は乙の実費負担とする。

3. 乙が、入居者総合保険等に未加入で、乙の責に帰する事由により、甲及び本物件、近隣入居者等に損害を発生させた場合は、乙はその損害の賠償をしなければならない。

4. 乙は契約期間中、家賃保証書へ加入するものとし、万一、賃料等に変更が生じた事により保証料の差額が生じた場合は乙の負担とする。

第25条（車庫証明）車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾確認の上、必ず車庫保証金として、1台につき金30,000円を甲（管理者）へ預託し、甲（管理者）へ捺印された車庫保証書所承諾書の発行をうけるものとする。但し、保証金に利息は付さないものとする。

注：甲及び管理者からの承諾なき車庫証明申請書に関しては一切無効とする。

2. 前項の保証金は、契約解除後1ヶ月以内に保管場所台帳の捺印を証明する書類を甲(管理業者)へ提出した後に返還する。但し、その手続きが1ヶ月を超えた場合は、保証金は返還されないものとする。

第26条(免責) 地震、火災、台風、水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた乙の損害について、甲はその責を負わないものとする。

特約条項 本契約は当事者協議の上、再契約をする事ができる。
2. 乙が再契約を希望する場合には、甲に対して再契約の締結を申し込まなければならぬ。

再契約の際は店頭へ来店して直ちに、新たな契約書への本人及び、連帯保証人の署名・捺印が必要となります。万一、本契約に至らなかつた時は解除となる為、契約満了後の翌日より追跡損害金として、賃料の倍額を請求すると同時に本契約は本契約期間満了日をもつて終了するものとする。

3. 乙は再契約を締結するには連帯保証人を付さなければならぬ。

4. 上記以外の条件等は再契約時に当事者協議の上、決定するものとする。

5. 本契約において、賃借人(乙)からの変更等を希望する場合は、下記の書類及び費用が必要となります。

・名義(名称)の変更
変更後の登記簿謄本の提出
新規契約事務手数料(資料1ヶ月分+消費税)

・役員変更
変更後の登記簿謄本の提出

役員変更審査及び暴力団等の排除に関する誓約書提出

変更手続料(2,000円+消費税)

6. 入居時の室内の保管状況は、入居前チェック表を参考資料の一つとし、明け渡し時における乙の原状回復義務を引き継ぐものとし、原状回復義務における乙の債務の起算日は、平成24年1月18日からとする。前契約者、旁注いつよが契約時に支払った敷金75,000円、礼金75,000円も引き継ぐものとする。

7. 明渡し時の清掃(指定の清掃専門業者による清掃)及び建組換え費用、配管洗浄費用、水道バッキン交換費用については通常の原状回復義務になりますが、乙の食生活による特約がつきります。
但し、乙の都合により、下記内容の施工をせずに現状で入居した場合においてもは、下記の費用を明渡し時に負担する事を承諾した。

尚、経済事情の変動により各々金額が不相当となつた場合は改定となります。
3.5,000円(業者による清掃基本価格)
・清掃費用
・燃料組換え費用
8,000円
・配管洗浄費用
10,000円
・水道バッキン交換費用
10,000円

※上記価格は消費税別の価格となります。

8. 乙の居住中の使用により発生した建物価値の減少のうち乙の故意、過失、蓄意注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧する費用の負担は乙の実費負担となります。

費 所 務 館

9. 本物件(以下、建物敷地内、室内の造作(設備機器含む)や補修・模様替えを行う際は甲にその概要を書面にて承認を得るものとする。但し、その造作や補修・模様替にかかる費用と退去時の原状回復においての費用は乙の負担とする。

10. 本物件を使用するにあたり、万一、近隣住民とのトラブルが発生した場合は乙にて処理し、甲及び管理業者は一切の責を負わないものとする。

11. 乙の業務上、抵触に準ずる制限行為(例:用途地該含む都市計画法)その他、業界に関する関係法令の違反及び申請許可については乙の自己責任の下で行ったものとし、当該事項における処分について甲及び管理業者はその責を負わないものとする。又、当該項目の確認により生じる費用についても乙の実費負担にて行うものとする。

12. 乙は万一事の火災・盜難・器具損壊・人旡損傷に備え、賠償責任保険に入ることを条件とし、本物件の損害を補填しなければならない。

13. 退去時によるゴミ(動産物を含む)処分に関して、乙は自身の責任において処分するものとする。万一、退去後に置き物となり、甲にてやがれを得ず回収処分した場合、それにかかる費用は乙及び動産物類の大小に関わらず処分費用として一律100,000円を乙へ請求するものとする。また処分費用が100,000円を超える場合は、その超過した費用も追加で乙の実費にて負担するものとする。

14. 乙本人及び関係者が事件・事故等により万一、室内で死亡した際、その室内の原状回復にかかる一切の費用に備えて乙及び連帯保証人は、加入中の保険及び保証会社をもつて対応するものとし、その保証範囲を超過した分に関しては全て実費負担にて対応するものとする。

※乙及び、連帯保証人は各条項にある説明を十分に受け取諾し、下記に署名・捺印したものとするので履行されても一切の異議申し立てはしないものとする。

下記賃貸人（甲）と管轄人（乙）は、本物件について借地借家法第38条に定める賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名（直筆に要る）・押印の上、各自との1通を保有する。

平成29年 9月16日

甲
（賃貸人）住所
[REDACTED]
氏名

乙
（賃借人）住所
宜野湾市喜友名2-4-10
(直筆に限る) TEL [REDACTED]
新垣 清洋 氏名

連帯保証人
住所
[REDACTED]
(直筆に限る)
氏名
確認日時：平成 年 月 日 (時間) : [REDACTED] 担当者
確認事項：□氏名 □住所 □生年月日 □連帯保証人への同意確認
同席（有・無） [REDACTED]

連帯保証人
住所
[REDACTED]
(直筆に限る)
氏名
確認日時：平成 年 月 日 (時間) : [REDACTED] 担当者
確認事項：□氏名 □住所 □生年月日 □連帯保証人への同意確認
同席（有・無） [REDACTED]

媒介業者 免許証番号：沖縄県知事免許(6)第2779号
住所：沖縄県宜野湾市長榮東1丁目2番5号
商号又は名称：有限会社 TOM住宅 取締役 営業課
電話：098(698)1008
宅地建物取引士 氏名 竹内 駿明
登録番号 沖縄県知事 第 [REDACTED]

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使途内容	支出額	充当割合	充当額
4/23	事務所電話料金(4月分)	4,857	全額	4,857 ✓
5/25	事務所電話料金(5月分)	4,803	全額	4,803 ✓
6/26	事務所電話料金(6月分)	5,956	全額	5,956 ✓
7/26	事務所電話料金(7月分)	4,812	全額	4,812 ✓
8/24	事務所電話料金(8月分)	4,974	全額	4,974 ✓
9/25	事務所電話料金(9月分)	5,425	全額	5,425 ✓
10/25	事務所電話料金(10月分)	5,317	全額	5,317 ✓
11/21	事務所電話料金(11月分)	4,803	全額	4,803 ✓
12/25	事務所電話料金(12月分)	4,736	全額	4,736 ✓
1/24	事務所電話料金(1月分)	4,702	全額	4,702 ✓
2/25	事務所電話料金(2月分)	5,065	全額	5,065 ✓
3/25	事務所電話料金(3月分)	4,693	全額	4,693 ✓
毎月払	事務所インターネット料金(4月~3月分, 1,965 × 12ヶ月)	23,580	全額	23,580 ✓
4/30	携帯電話料金(4月分)	6,042 ✓	1/2	3,021
5/31	携帯電話料金(5月分)	6,045 ✓	1/2	3,022
7/31	携帯電話料金(7月分)	6,097 ✓	1/2	3,048
8/31	携帯電話料金(8月分)	6,521 ✓	1/2	3,260
10/31	携帯電話料金(10月分)	6,084 ✓	1/2	3,042
11/30	携帯電話料金(11月分)	6,094 ✓	1/2	3,047
12/31	携帯電話料金(12月分)	6,146 ✓	1/2	3,073
1/31	携帯電話料金(1月分)	6,113 ✓	1/2	3,056
2/28	携帯電話料金(2月分)	6,078 ✓	1/2	3,039
5/9	プリンターインク代	1,272	全額	1,272 ✓
12/12	プリンターインク代	6,162	全額	6,162 ✓
12/23	プリンターインク代	845	全額	845 ✓
事務費 充当合計				119,610

事務費

(通信連絡費)

NO.1 ※ 事務所電話

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所
様お客様番号
4910-0132-09740

2018年 4月ご請求分

金額(円)
¥4,857-受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 (無料)
0800-3335550

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所
様お客様番号
4910-0132-09740

2018年 5月ご請求分

金額(円)
¥4,803-受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 (無料)
0800-3335550

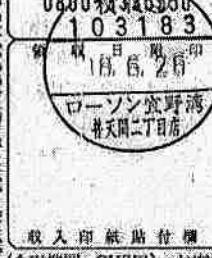
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所
様お客様番号
4910-0132-09740

2018年 6月ご請求分

金額(円)
¥5,956-受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 (無料)
0800-3335550

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 清涼 事務所
様お客様番号
4910-0132-09740

2018年 7月ご請求分

金額(円)
¥4,812-受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 (無料)
0800-3335550

(金融機関・CVS用)→お客様

4月分

・充当割合 10%

・充当額 4,857円

5月分

・充当割合 10%

・充当額 4,803円

6月分

・充当割合 10%

・充当額 5,956円

7月分

・充当割合 10%

・充当額 4,812円

②事務所電話(政務活動専用事務所に設置してある為)

事務費 (通信連絡費) NO. 2 ※ 事務所電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 新垣 清涼 事務所 様
お客様番号 4910-0132-09740
2018年 8月ご請求分
金額(円) ¥4,974-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収印 
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 新垣 清涼 事務所 様
お客様番号 4910-0132-09740
2018年 9月ご請求分
金額(円) ¥5,425-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収印 
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 新垣 清涼 事務所 様
お客様番号 4910-0132-09740
2018年 10月ご請求分
金額(円) ¥5,317-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収印 
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 新垣 清涼 事務所 様
お客様番号 4910-0132-09740
2018年 11月ご請求分
金額(円) ¥4,803-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収印 
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

8月分

・充当割合 1%

・充当額 4,974 円

9月分

・充当割合 1%

・充当額 5,425 円

10月分

・充当割合 1%

・充当額 5,317 円

11月分

・充当割合 1%

・充当額 4,803 円

⑨ 事務所電話 (政務活動専用事務所に設置してある為)

事務費 (通信連絡費) NO.3 ※ 事務所電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 滅涼 事務所様

お客様番号
4910-0132-09740

2018年12月ご請求分

金額(円)
¥4,736-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 滅涼 事務所様

お客様番号
4910-0132-09740

2019年 1月ご請求分

金額(円)
¥4,702-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 滅涼 事務所様

お客様番号
4910-0132-09740

2019年 2月ご請求分

金額(円)
¥5,065-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
新垣 滅涼 事務所様

お客様番号
4910-0132-09740

2019年 3月ご請求分

金額(円)
¥4,693-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

(金融機関・CVS用)→お客様

12月分

・充当割合 $\frac{10}{10}$

・充当額 4,736円

1月分

・充当割合 $\frac{10}{10}$

・充当額 4,702円

2月分

・充当割合 $\frac{10}{10}$

・充当額 5,065円

3月分

・充当割合 $\frac{10}{10}$

・充当額 4,693円

⑤ 事務所電話 (政務活動専用事務所に設置してある為)

事務費 (通信連絡費) No. 4 ※事務所インターネット

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001533656381 180430-0-001965-7
受取人	ヤフー株式会社

SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。

払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

領収日附印



印紙貼付欄

031738

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001543913751 180531-0-001965-1

SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。

払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

領収日附印



印紙貼付欄

030717

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001554141396 180630-0-001965-1

SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。

払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。

領収日附印



印紙貼付欄

029933

4月分

・充当割合 $10/10$

・充当額 1,965円

5月分

・充当割合 $10/10$

・充当額 1,965円

6月分

・充当割合 $10/10$

・充当額 1,965円

④事務所インターネット (政務活動専用事務所にて使用している為)

事務費 (通信連絡費) No.5 ※事務所インターネット

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001563877393 180731-0-001965-8
受取人	ヤフー株式会社
取扱代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



027235

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001574032589 180831-0-001965-1
受取人	ヤフー株式会社
取扱代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



028927

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001584183917 180930-0-001965-6
受取人	ヤフー株式会社
取扱代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



028733

7月分

- ・充当割合 10/10
- ・充当額 1,965円

8月分

- ・充当割合 10/10
- ・充当額 1,965円

9月分

- ・充当割合 10/10
- ・充当額 1,965円

⑤事務所インターネット(政務活動専用事務所にて使用している為)

事務費 (通信連絡費) No. 6 ※事務所インターネット

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001594237491 181031-0-001965-5
受取人	ヤフー株式会社

取扱代行会社 SMBGファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



028697

10月分

・充当割合 10/10

・充当額 1,965円

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001604257385 181130-0-001965-9
受取人	ヤフー株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



028393

11月分

・充当割合 10/10

・充当額 1,965円

受領書
(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001614196478 181231-0-001965-5
受取人	ヤフー株式会社

取扱代行会社 SMBGファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。
この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。
金額を訂正した場合はお取扱いできません。
払込時のコンビニエンスストア
収納手数料はお客様負担とな
ります。



027702

12月分

・充当割合 10/10

・充当額 1,965円

◎事務所インターネット(政務活動専用事務所にて使用している為)

事務費 (通信連絡費) No. 7 ※事務所インターネット

受領書

(お客様控)

払込人	アラカギ セイリョウ 様
請求金額	¥ 1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001624177555 190131-0-001965-2
受取人	ヤフー株式会社

預託代行会社 SMBGファイナンスサービス株式会社

上記金額前に受領しました。

この受領書は代金等の支払いの証です
ので大切に保管してください。

金額を訂正した場合はお取扱いできません。

払込時のコンビニエンスストア

収納手数料はお客様負担とな

ります。

026309

19 1.24

The stamp contains the following handwritten text:

- 上記日付印
- 後付
- 103183
- 1.24
- ローソン支店大井町
- 1丁目店

Below the stamp, there is a small note in Japanese:

※本印は只印と同様に使用されます。

受領書 (お客様控)	
払込人	アラカギ セイリョウ 様
請求金額	¥1,965
番号	(91)908093-0438900110001634026947 190228-0-001965-2
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社
上記金額正に受領しました。 この受領書は代会等のお支払いの証しですので 大切に保管してください。	
払込時のコンビニエンス ストア収納手数料はお客様負担となります。	
 72053 9月21日 猪大附属中学校前 ファミリーマート	
 72053 19/21 猪大附属中学校前 ファミリーマート	
* 划入金額と印字金額が異なる場合は 金額を訂正した場合をお取扱いできません。	

受領書

(お客様控)

払込人	アラカキ セイリョウ 様
請求金額	¥ 1, 965
番号	(91)908093-043890 0110001643745335 190331-0-001965-4
受取人	ヤフー株式会社

預納代
行会員
SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。

この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。

金額を訂正した場合はお取扱いできません。

払込時のコンビニエンスストア

収納手数料はお客様負担となります。

領收日附印

** 横浜駅前店舗付替料 **

025925

1月分

- ・充当割合 10/10
・充当額 1,965円

二月分

- ・充当割合 10/10
 - ・充当額 1,965円

3月分

- ・充当割合 10%
 - ・充当額 1,965円

②事務所インターネット（政務活動専用事務所にて使用していろ為）

利用料金のご案内 · CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

901-2222
沖縄県宜野湾市豊見町2丁目4-20

新疆清涼茶

02-20241957#-05B-T11M9AB

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 USING PERIOD	2018年 4月
振替日 DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT	12,394円
クレジットカード番号 CREDIT CARD NO.	[REDACTED]
ご請求コード CUSTOMER CODE	0228534243

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払い
ができない旨の通知を受けた場合は、後日窓口払いの請求書(払込用紙)を
お送りいたしますのでお支払期日までにコンビニエンスストア等でお支
払いくださいますようお願いいたします。

個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。封書をご希望の場合はお寄り下さるセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ

お寄せメッセージセンター

受付時間 9:00~20:00(年中無休)

クレジットカードでお支払いのお客様へ

◆変更のお手続きについて

クレジットカードの番号や有効期限が変わった場合は、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。お手続きが遅れますとクレジットカードでのお支払いが出来ない場合がございます。お手続きは、WEBサイト「My au」からの変更が便利です。

◆クレジットカード会社のご利用明細について

クレジットカード会社が発行するご利用明細上は、「auかんたん決済」料金が「au電話利用料」や「KDDI料金」とは分かれて表示される場合がございます。
またご利用のサービス内容が変わると、クレジットカード会社が発行するご利用明細に掲載される名称が変わる場合がございます。

◆クレジットカード会社からのご請求時期について

一部のクレジットカード会社では、お客様のご利用のサービスが変わると「au電話利用料」・「KDDI料金」のクレジットカード会社からのご請求時期が変わることがございます。



URL <http://cus.au.com/shihara1>

お知らせ INFORMATION 携帯電話

- ご請求金額確定お知らせメールのご案内
ご請求金額が確定したタイミングで、ご指定のEメールアドレスへお届けするお知らせメールのサービスはございましたか？ご請求金額をメール本文に表示することもできます。ご利用設定は、「My au」→「ご請求金額」タブ→「請求関連のお手続き」→「ご請求」→「WEB de 請求書お知らせメール」から。

事務費(通信連絡費)NO.9

推書體話

卷之三

州糧庫擅野盜市署及名目 4-20

卷之三

卷之三

卷之三

新慶物産販売 〒323-0827 栃木県小山市大字御鳥谷1828

三

利用料金のご案内

七利用年月

振替日
NIP DATE

←①向かい←船がかかるといねいにはがし、中をご臨く、
廟や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。②

料金明細書 <凡例> 税込また

発行年月日
¥6045 ÷ 2 = 3022

- 充当割合 $\frac{1}{2}$
- 充当額 3022円

⑥ 政務活動以外の使用も
含まれて、3為 $\frac{1}{2}$ 按分

COLLATERAL FOR FAIRNESS

IGW 装修舞美 IAN 娱乐机械能电气组

卷之三

HSC #8107

卷之三

廟や此などに黒れた場合、完全に乾かしてからはがしてください。

廟や水などに隠れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。」

卷之三

事務費(通信連絡費)NO.10

電話電気携帯

料金後納郵便		親展																																																																																																																													
ご請求コード	0228534243	総合計	12,458円																																																																																																																												
ご利用年月	2018年7月																																																																																																																														
新規 潤涼 様	宜野湾市 喜友名 2丁目 4-20																																																																																																																														
080-7116908-00636444																																																																																																																															
<p>料金明細書 <契約>税込または税別料金等:[#]、旧税率算対象料金:[#] 発行年月 DATE OF ISSUE 2018年 8月10日 KDDI株式会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご利用項目</th> <th>金額(円)</th> <th>内訳(印)</th> <th>●合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● a.u 電話料金(携帯セルラー電話)</td> <td>6,097</td> <td>a.uお客様コード 59689128</td> <td>6,097</td> </tr> <tr> <td><7月ご利用内訳></td> <td>5,556</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼プラン利用料</td> <td>4,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カケホ 誰でも契 LTE NET</td> <td>-1,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▲スマートバリュー</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼通話料/カケホ</td> <td>-3,934</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>2,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SMS(Cメール),送信料</td> <td>2,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カケホ割引料</td> <td>-2,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼ユニークサルサービス料</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼消費税等(8%)</td> <td>451</td> <td>1番見当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 5,646円</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>▲ご利用月数は2018年8月まで2018年5ヶ月目です。</td> <td>0.51GB</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● a.uひかり ゆうら料金</td> <td>6,145</td> <td></td> <td>●合計 6,145円</td> </tr> <tr> <td><7月ご利用内訳></td> <td>6,145</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼基本使用料</td> <td>6,090</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話サービス月額利用料</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネット月額利用料(データム,じま印)</td> <td>5,590</td> <td>0.7/0.1~0.7/3.1利用分 更新期間 2019/05~2019/06</td> <td>5,590</td> </tr> <tr> <td>▼通話料 (a.uおうち電話以外)</td> <td>88</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼請求額相引</td> <td>-490</td> <td>ご契約の電話番号:098-893-0337</td> <td>-490</td> </tr> <tr> <td>口座振替 グレーナード割引額</td> <td>-100</td> <td></td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>▲a.uひかり ゆうら</td> <td>-390</td> <td></td> <td>-390</td> </tr> <tr> <td>▼機器サービス利用料</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>HGW内線無線LAN 設備機能使用料</td> <td>500</td> <td>1.1n規格無線LAN 設備機能の料金適用となります。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>HGW内蔵無線LAN 設備機能使用料</td> <td>-500</td> <td>1.1S規格無線LAN 設備機能を適用します。 1端末あたり 2円のご請求となります。</td> <td>-500</td> </tr> <tr> <td>▼ユニークサルサービス料</td> <td>3</td> <td>8%消費税の課税対象額 5,646円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>▼消費税等(8%)</td> <td>455</td> <td></td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>●低額共済料/手数料 /その他の料金</td> <td>●合計 2,169</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●低額共済料/手数料</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>▼消費税等(8%)</td> <td>16</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>ユニークサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。内訳に「*」があるものは既次契約は無料料金等となり、消費税等を分けて行っているため、消費税等は記載されません。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				ご利用項目	金額(円)	内訳(印)	●合計	● a.u 電話料金(携帯セルラー電話)	6,097	a.uお客様コード 59689128	6,097	<7月ご利用内訳>	5,556			▼プラン利用料	4,200			カケホ 誰でも契 LTE NET	-1,500			▲スマートバリュー	3,500			▼通話料/カケホ	-3,934			通話料	2,600			SMS(Cメール),送信料	2,600			カケホ割引料	-2,600			▼ユニークサルサービス料	2			▼消費税等(8%)	451	1番見当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 5,646円	451	▲ご利用月数は2018年8月まで2018年5ヶ月目です。	0.51GB			● a.uひかり ゆうら料金	6,145		●合計 6,145円	<7月ご利用内訳>	6,145			▼基本使用料	6,090			電話サービス月額利用料	500			ネット月額利用料(データム,じま印)	5,590	0.7/0.1~0.7/3.1利用分 更新期間 2019/05~2019/06	5,590	▼通話料 (a.uおうち電話以外)	88			▼請求額相引	-490	ご契約の電話番号:098-893-0337	-490	口座振替 グレーナード割引額	-100		-100	▲a.uひかり ゆうら	-390		-390	▼機器サービス利用料	0			HGW内線無線LAN 設備機能使用料	500	1.1n規格無線LAN 設備機能の料金適用となります。	500	HGW内蔵無線LAN 設備機能使用料	-500	1.1S規格無線LAN 設備機能を適用します。 1端末あたり 2円のご請求となります。	-500	▼ユニークサルサービス料	3	8%消費税の課税対象額 5,646円	3	▼消費税等(8%)	455		455	●低額共済料/手数料 /その他の料金	●合計 2,169			●低額共済料/手数料	200			▼消費税等(8%)	16		16	ユニークサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。内訳に「*」があるものは既次契約は無料料金等となり、消費税等を分けて行っているため、消費税等は記載されません。			
ご利用項目	金額(円)	内訳(印)	●合計																																																																																																																												
● a.u 電話料金(携帯セルラー電話)	6,097	a.uお客様コード 59689128	6,097																																																																																																																												
<7月ご利用内訳>	5,556																																																																																																																														
▼プラン利用料	4,200																																																																																																																														
カケホ 誰でも契 LTE NET	-1,500																																																																																																																														
▲スマートバリュー	3,500																																																																																																																														
▼通話料/カケホ	-3,934																																																																																																																														
通話料	2,600																																																																																																																														
SMS(Cメール),送信料	2,600																																																																																																																														
カケホ割引料	-2,600																																																																																																																														
▼ユニークサルサービス料	2																																																																																																																														
▼消費税等(8%)	451	1番見当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 5,646円	451																																																																																																																												
▲ご利用月数は2018年8月まで2018年5ヶ月目です。	0.51GB																																																																																																																														
● a.uひかり ゆうら料金	6,145		●合計 6,145円																																																																																																																												
<7月ご利用内訳>	6,145																																																																																																																														
▼基本使用料	6,090																																																																																																																														
電話サービス月額利用料	500																																																																																																																														
ネット月額利用料(データム,じま印)	5,590	0.7/0.1~0.7/3.1利用分 更新期間 2019/05~2019/06	5,590																																																																																																																												
▼通話料 (a.uおうち電話以外)	88																																																																																																																														
▼請求額相引	-490	ご契約の電話番号:098-893-0337	-490																																																																																																																												
口座振替 グレーナード割引額	-100		-100																																																																																																																												
▲a.uひかり ゆうら	-390		-390																																																																																																																												
▼機器サービス利用料	0																																																																																																																														
HGW内線無線LAN 設備機能使用料	500	1.1n規格無線LAN 設備機能の料金適用となります。	500																																																																																																																												
HGW内蔵無線LAN 設備機能使用料	-500	1.1S規格無線LAN 設備機能を適用します。 1端末あたり 2円のご請求となります。	-500																																																																																																																												
▼ユニークサルサービス料	3	8%消費税の課税対象額 5,646円	3																																																																																																																												
▼消費税等(8%)	455		455																																																																																																																												
●低額共済料/手数料 /その他の料金	●合計 2,169																																																																																																																														
●低額共済料/手数料	200																																																																																																																														
▼消費税等(8%)	16		16																																																																																																																												
ユニークサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。内訳に「*」があるものは既次契約は無料料金等となり、消費税等を分けて行っているため、消費税等は記載されません。																																																																																																																															
ご利用年月	2018年 7月																																																																																																																														
概要日	ご利用クレジット会社の規約に基づく概要日																																																																																																																														
DUE DATE	ご利用開始日																																																																																																																														

① 両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覗くください。②
端や穴などに漏れた場合は、完全に剥がしてください。

$$6097 \div 2 = 3.048$$

・充当割当 1/2

・充当額 3048円

④ 政務活動以外の使用も含まれて13為 1/2 按分

事務費(通信連絡費) NO.12

携帶靈舌

料金後納郵便

新增 消涼 樣

11B-111C90B-0063667#

卷之三

利用料金の支払確認
CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

ご利用年月
BILLING PERIOD
2018年10月

振替日

①両端の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。②油や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

発行年月日 DATE OF ISSUE 2018年11月11日 KDDI株式会社

$$\text{¥}6084 \div 2 =$$

·充当額 3,042 口

①政務活動以外の使用も
含まれていい為 $\frac{1}{2}$ 按分

HGW内蔵無線LAN端末機機能使用料	500	1. HGW内蔵無線LAN端末機機能の料金適用となります。
HGW内蔵無線LAN端末機機能使用料割引	500	1. フラット割引を適用のご請求となります。
▼ユーハーサービス料	452	1番号ご請求となります。
▼消費税等(8%)	452	8%消費税の課税対象額 5,658円

Bank Type	Percentage (%)
National Banks	200
Regional Banks	16
City Banks	15
Cooperatives	216.5

問額の↓部分からでないにはがい、中をご覧ください。②
請求料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。内「*」があるものは税込または免税料金等となり、消費税計算を行っているため「消費税等」ならびに「課税対象額」には含まれておません。

事務費(通信運送費)NO.14

電話 帯 捨

料金後納郵便

親展

901-2222
沖縄県 宜野湾市 喜友名 2丁目 4-20

新規 清涼 様

901-T11C90B-0063990#

KDDI

au

利用料金のご案内

CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

ご利用年月 BILLING PERIOD

振替日 DUE DATE

雨滴の↓部分からいいねにはがし、中をご覧ください。②
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからがしてください。

料金内訳書 <凡例> 税込または免税料金: [*], 旧税率適用料金: [#]

ご請求コード 0228534243 総合計 12,507円

ご利用年月 2018年12月

合計

6,146円

● au電話料金 (沖縄セルラー電話)

auお客様コード 59689128

携帯電話代

6,146
5,566

4,200

-1,500

3,500

-934

123

2,440

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

2

455

2

-2,440

123

事務費(通信連絡費)NO.15

印
電
郵
便

料金後納郵便	親展
901-2222 沖縄県 宜野湾市 喜友名 2丁目-4-20	
新垣 清涼 様	
 	

料金内訳書 <内側> 費用または会員料金等:[*]、旧税率計算対象料金:[#]	発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 2月 10日	KDDI 株式会社
ご利用コード 0228534243	ご利用年月	2019年 1月
ご利用項目	内訳(甲)	内訳(乙)
● a.り電話料金(沖縄セルラー電話)	●合計	6,113円
<1月ご利用内訳>		
● a.プラン利用料 カケホ 2年契約 LTE NET データ定額2 auスマートバリュー	auお客様コード 59689128	
▼通話料/カケホ SMS (Cメール) 送信料 カケホ割引額	93	2,200
▼ユーバーサルサービス料 auご利用月数は2019年~2月で22年11ヶ月目です。452 [LTE・WiMAX2+等通信量] 0.73GB	-2,200	1番号当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 5,661円
● a.ひかり ちゅら料金 ご利用番号 x960559196	●合計	6,145円
<1月ご利用内訳>		
● 基本使用料 電話サービス月額利用料 ネット月額利用料(ホーム しまむ)	6,145 6,090	a.ひかり ちゅら ホーム
● 通話料 国内通話料 (auおうち電話以外) 請求権割引	88	5,590
● 口座振替・クレジットカード割引 auセブンカード(a.uひかり ちゅら)	-490	500
● 機器サービス料 HGW内蔵無線LAN機能機能使用料割引 ユニアバーサルサービス料 消費税率 (8%)	-100 0	01/01~01/31 利用分 更新期間 2019/05~2019/06 ご契約の電話番号: 098-893-0337
● 携帯電話 最低請求手数料/その他の料金 請求権割引料 ユニアバーサルサービス料 消費税率 (8%)	500 -500	1.1n規格無線LAN機能の料金適用となります 1番号当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 5,690円
● 合計		216円

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT	
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 1月
振替日 DUE DATE	ご利用クレジット会社の規定に基づく振替日

$$\frac{6113}{2} = 3056$$

・充当割当
・充当額 3,056円

④政務活動以外の使用も
含まれる為 1/2 按分

① 頭面の↓部分からていねいにほがし、中をご覗くください。
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからがしてください。

振替の場合は、完全に乾かしてからがしてください。

雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからがしてください。

